

一 般 質 問 日 程

3 月 15 日 (火) Am 9 : 0 0 ~

- 1 . 川野 孝子 議員
- 2 . 武田 篤子 議員
- 3 . 唐澤 克己 議員
- 4 . 井原 康明 議員
- 5 . 平澤 恒雄 議員
- 6 . 滝川 利秋 議員

3 月 18 日 (金) Am 9 : 0 0 ~

- 7 . 吉川 明博 議員
- 8 . 松下 亨 議員
- 9 . 前沢 光昭 議員
- 1 0 . 唐澤 健 議員
- 1 1 . 壬生眞由美 議員



N O 1

令和 4 年 3 月 1 日

豊丘村議会議員 川 野 孝 子

一 般 質 問 通 告 書

次の通り通告します。

質問事項	質問の要旨	質問相手
1. 令和4年度予算 編成方針について	豊丘村の令和4年度の予算編成方針を見る中で 本村の財政状況と今後の見通しについて 私なりに危惧することがあり今回の一般質問と する。(財政構造の弾力性を示す指標)として の経常収支比率を見ると平成26年の71.8% から令和元年度まで一貫して増加しており 財政の硬直化が進行していると理解でき その要因として考えられるのが会計年度任用 職員の増加による人件費の増加。又、 令和5年から職員の定年の段階的引き上げ が予定されており、正規職員の人件費の 削減が見込めないことがあげられる。 ① 令和4年度の職員数は正規が69名 任用職員が56名となっている。任用職員数 が正規に近づきすぎに増加した背景 は何か。 又、定年制の段階的引き上げについて どのようにするのか聞きたい。	副村長

1802
令和 4 年 3 月 1 日

豊丘村議会議長 片桐忠彦 様

豊丘村議会議員

川 野 孝 子

一 般 質 問 通 告 書

次の通り通告します。

質問事項	質問の要旨	質問相手
	(2) 編成方針の中に今後予想される財政困難に職員がコスト意識を持ち電気代、水道代、コピー代、超過勤務手当の削減に努めることというのがある。この中で私は超過勤務手当について考えてみた。69名の超過勤務手当の総額が1548万2千円となっている。各課毎の積み上げを計算してみた。その合計が1423万1千円となり125万1千円の差額が出ているか	総務課長
	(3) 超過勤務手当の支給はどのようにしているか	総務課長
	(4) 課係によって超過勤務の状況に多少の差があると思うがそういう実態はあるか	副村長
	(5) 時間内に効率よく業務を行なうよう指導はされているのか	副村長

1/03

令和 4 年 3 月 1 日

豊丘村議会議長 片桐忠彦 様

豊丘村議会議員 川 野 孝 子

一 般 質 問 通 告 書

次の通り通告します。

質問事項	質問の要旨	質問相手
石、新型コロナウイルス の接種状況について	オミクロン株が猛威をふるう中、国は 3回目のワクチンを打てる人には、1日も早く 接種するよう呼びかけている (1) 豊丘村でも高齢者を中心に3回目の 接種が進んでいると思うが接種状況 はどうなっているのか (お任せ予約はいいアイデアだねと思うが これも含めて) (2) オミクロン株は10才未満の子どもさん への感染も多く報告されている、当然 ワクチンを打っていない年齢であるが、2/26の 報道で5才～11才を対象とした ワクチン接種が東京都をはじめ地方の 自治体でも始まったという 当村にはどのような通達が来ているのか	健康福祉 課長 健康福祉 課長



令和 4 年 3 月 / 日

豊丘村議会議長 片桐忠彦 様

豊丘村議会議員

武田 薫子

一般質問通告書

次の通り通告します。

NO. /

質問事項	質問の要旨	質問相手
1 働きやすい職場 作りについて 質問①～⑥.	①令和元年9月の一般質問の中で提案した「庁舎内に働き方改革チームを作り、現場の声を聞くことから始め、精神衛生上の負担の少ない働き方を考えていく取り組みをしてほしい」ということについて、何か取り組みをされて来たかどうかについて伺う。	総務課長
	②現在、青年部や職員組合と言った組織での職員の交流の場というものが、行われているのか。また、課内でのミーティングや交流などはどのくらい行われているのかについて伺う。	総務課長
	③職員に対して、毎年2月に副村長面談が行われているようだが、その他には、職員の方が理事者に対して、意見や不満など、ものが言える機会があるかどうかについて伺う。また、課長が、働きやすい職場作りということで、理事者に対して意見や不満などを言える体制作りができているのかどうかについて伺う。	総務課長
	④村長が行っている「しゃべらまい会」のように庁内でも同様に、職員の方の声に耳を傾ける事も必要だと思うが、現在そのような機会があるのかどうか。また、職員の方の声に耳を傾けることについてどのように思うのかについて伺う。	村長
	⑤職員の有給休暇の実態について、また、取得率の変化はあるのかどうかについて伺う。心や体を壊してしまった場合の休暇について、どのように取っているのか。また実態について伺う。	総務課長

2 郷土食暦について 質問①② 提言③	⑥男性の育児休暇取得について、村の現状はどのようなになっているのか。村として、該当者に、当たり前の権利として休暇を取れるようにしていないかどうかについて伺う。 ①郷土食暦の進捗状況と、どのような郷土食があがってきているのかについて伺う。 ②その暦を利用した今後の展開をどのようにしていくのかについて伺う。 ③郷土食暦で紹介されているレシピを使って、瓶詰めやレトルト食品などにして、村で作られたお酒やビールなどと詰め合わせ、郷土食暦も入れて「季節のふるさとの味便り」として、ふるさと納税の返礼品への利用など、出来ないだろうか。また民宿などで季節に合わせた郷土食を提供するなど、郷土食暦を利用したいろいろな展開を考えてほしい。	総務課長 産業建設課長 産業建設課長 担当課長または 村長
------------------------------------	---	---



令和4年3月1日

豊丘村議会議員 片桐忠彦 様

豊丘村議会議員

唐澤光己

一般質問通告書

次の通り通告します。

質問事項	質 問 の 要 旨	質問相手
1 森林経営管理制度の取り組みについて	森林経営管理制度施行に基づき、村では委託された山林の具体的な整備作業を段取りする時期に入っていると思います。この施策が本来の目的を達成できる態勢にあるのかどうか確認するために、次の事項について質問いたします。 (1) 制度では委託された山林の中で、「林業経営に適さない森林は市町村が管理する」とあるが、村ではそうした山林の実際の整備作業は村の職員で行うのか、それとも民間の業者にお願いすることになるのか。 (2) (1)の質問に関連し、実際の整備作業を村の職員が行う場合はもちろんのこと、民間の業者にお願いする場合においても、その管理の指揮監督は当然村で行う必要がある。当村は広大な山林を有するのみでなく、この施策が喫緊の課題に対処するための国策であり永続的なものと推定される以上、この施策を長期的な見通しを持って計画的かつ効率的に実施していくために、遅かれ早かれ村の職員にもそうした山林整備の専門職を採用することが求められると考えるがいかがか。	産業建設課長 副村長
2 公共施設の新設や大規模改修計画について	公共施設の新設や大規模改修には多額の資金とかなりの期間を要しますので、あらかじめ綿密な計画を立てておくことが肝要です。そうした意味で、今議会において「公共施設等維持整備基金条例」の制定が企図されているのは時宜を得ていると思います。この点に関連し、次の事項について質問いたします。 (1) 近い将来、新設を予定している村の施設設備や建造物等は、あるのかないのか。 (2) 近い将来、大規模改修を予定している村の施設設備や建造物等は何か。	総務課長 または 担当課長



令和4年3月1日

豊丘村議会議長 片桐 忠彦 様

豊丘村議会議員

片桐 忠彦

一 般 質 問 通 告 書

次の通り通告致します

1 / 2

質問事項	質問の要旨	質問相手
1. 地域活性化に向けた今後の展望について	リニア中央新幹線の建設が進み、静岡県課題もある中で、開通見込みは2027年と今のところに変更なく、また、大阪までの延伸は2037年の見込みとなっている。一方三遠南信自動車道の建設も全体の計画100kmに対し26kmが開通し、更には、現在青崩峠道路を主に35kmが進められている。(国土交通省飯田国道事務所調査より) また、最近 近隣では宮ヶ瀬橋も完成し通行可能となり、村内においては竜神大橋の建設も4～5年後の完成を目指し日増しに姿を変えて進んでいます。 こうした交通インフラなどの環境整備が進むことに伴い、人流や地域産業、地域観光、防災面などの生活環境が幅広く活性化することが望まれる。 質問1 三遠南信自動車道は現在の工事進捗状況から。完成および開通見通しを、村や広域連合ではいつ頃とみているか。 ①完成および開通見込み 質問2 三遠南信自動車道および他の交通環境整備が進むなか、これらの完成に合わせ、期待される地域活性化（振興）への考えや準備はどの様か。 ①豊丘村の魅力発信などの方法と今後の計画について ②人流受け入れの内容と計画について 特に・民泊・サテライトオフィス（企業誘致）・観光事業などの計画について、また、提携や協定に関することの現在の状況はどの様か。	村 長 また は 担 当 課 長 村 長 また は 担 当 課 長

2. 商工会と新事業者（企業）の関係について	③防災面での協力内容と計画について ④近隣町村との連携の考えと方法について ・特に観光事業の連携について（飯田市～北部5町村） ・三遠・三河地域関連との協定・提携などについて 例；（姉妹町村または姉妹都市の提携） （海の家、山の家提携）（臨海、農村留学提携） （周遊パスポートの提携：割引パスポート的でJAFカード参考、1枚で同伴家族まで利用でき5%割引可） ⑤遠州、三河および南信州（北部5町村含む）との情報共有の考えと計画について 地域活性化の一つに起業誘致や起業があります。企業誘致等は、地域の利便性や雇用の拡充などの期待が大きいですが、これらの環境を充実するための1つの方法として、村の商工会に加盟することも大事なことと思います。 質問1 新事業者（企業、起業）は村の商工会加入はどの様になっているか。 質問2 現在 ある程度明確になっている新事業者（伴野地籍建設中）林里地籍に進出予定企業の建設予定と、開業しているドラッグストアなどの商工会への加入についてはどの様になっているか。 （企業進出と同時に加入依頼・完成してから依頼・依頼は特にしない？） 質問3 状況によって、地域活性化を図る事業の一部の手段として、商品券等の活用が図られている。商品券の利用可能店舗などは、商工会に加入している事になっている。ドラッグストアなどは地域に密着し、地域住民も多くの方が利用しているが、一部において商品券の利用が出来なくて、利便性に欠けている為、この店舗においても商品券の利用が出来るよう行政から依頼ができないか。	担当課長 担当課長 担当課長
-------------------------------	--	---



令和 4 年 3 月 1 日

豊丘村議会議長 片 桐 忠 彦 様

豊丘村議会議員 平澤恒雄

No.1/2

一 般 質 問 通 告 書

次の通り通告します。

質問事項	質問の要旨	質問相手
1、不妊治療の支援について	不妊治療のことについてはとても微妙な問題で、扱うにはいくらか気が引ける思いもあるが、村内の方から相談を受けているので、今回取り上げる。 厚生労働省の諮問機関が 2 月 9 日に答申した診療報酬改定案には、不妊治療を望む男女の負担を軽減するため、不妊治療の保険適用拡大が盛り込まれた。	
	①不妊治療の概要と、かかる費用について伺う。 保険適用となれば病院窓口の支払いは 3 割負担となり、高額療養費制度も適用される。	健康福祉課長
	② 4 月から保険適用拡大されると、費用負担はどのように軽減されるのか。 村では不妊治療に対して、「豊丘村めばえ支援事業」を行っている。	健康福祉課長
	③薬剤費は対象か、年齢制限があるか。制度の内容と利用状況を伺う。 松本市の「こうのとりの支援事業」では、薬剤含む自己負担分を対象に通算 5 年、年度ごと費用の 3 分の 2 を限度額 30 万円で助成している。年齢制限もないと聞いている	健康福祉課長
	④薬剤師による漢方の処方、月に 4~5 万円かかるとのこと。当村においても薬剤処方を支援対象とし、年齢制限をしないことについて伺う。	村長

豊丘村議会議長 片桐 忠彦 様

No.2/2

次の通り通告します。

- 11 -



豊丘村議会議長 片桐忠彦様

令和4年3月1日

豊丘村議会議員 滝川利秋

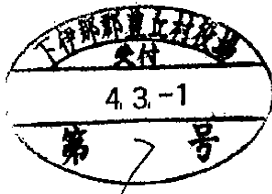
一般質問通告書

次の通り通告します。

No.1

質問事項	質問の要旨	質問相手
1 住民意識調査アンケートについて	平成25年から始まった第5次村総合振興計画が今年度で終了することから、向こう10年間の第6次振興計画に向けた取り組みが始まった。 具体的には、2月中旬に総務課から、住民意識調査アンケートが村民に配布された。新年度予算の説明資料でも令和4年度の重点事業として「第6次豊丘村総合振興計画」の策定を全庁挙げて取り組むと記されている。村づくりの今後10年を見据えた大変重要な計画という姿勢がうかがえる。 また、振興計画に合わせて、10年ごと作られる国土利用計画豊丘村計画の策定は、土地の望ましい使い方について全体的な方向を示す、これまた、重要な計画と言える。 この第6次振興計画と国土利用計画策定に向けて基礎資料となる住民の意識を調査した重要なアンケートについて、問19の内容について質問と訂正を求める。 (1) 今回の振興計画及び国土利用計画豊丘村計画作成にあたって、どんな心構え、視点でとりくむか話し合ったことはあるか (2) アンケート作成にあたって注意した点 (3) アンケート作成にあたっては、何人の方で、どの位の期間を使って作られたものか、また、この内容に対してチェックするところがあったのか、課長は目を通したのか (4) アンケートは今回より民間委託でという説明があったが、具体的にはどの部分をどの様に民間委託したのか (5) アンケート対象者は何人でどの様に選んだのか	総務課長 総務課長 総務課長 総務課長 総務課長

総務課長
村長



令和4年3月1日

豊丘村議会議長 殿

豊丘村議会議員 吉川 明博

一 般 質 問 通 告 書

次の通り通告します。

No.7

質問事項	質問の要旨	質問相手
議会のICT化について	1、 本年の議会改革の検討提案に、「議会のICT化による会議文書及び資料に使用する用紙の削減について」があります。 2、 町村の議会のICT化の状況を調査しました。 あるシステムの県内導入自治体は 長野県庁、長野市、松本市、上田市、飯田市、伊那市、飯山市、千曲市、高森町、天龍村です。 同システムは440の自治体が導入済みであり、他システムを含めると総数は約600を超えているといわれています。 いわゆる「基礎自治体」の数は全国1747 (市町村 1724+特別区=東京都23区) です。 (600/1747≒34.3%) 3、 調査結果 ① 議会のICT化により、会議資料等の用紙の削減が多量に期待できる。 ② 会議資料の配布労力等の減少が多量に期待できる。 ③ 会議中の資料等の同時共有の効率の向上が期待できる。 などです。 政府総務省は「自治体DX推進計画について」 「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定) における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定しました。 上記の状況について、当議会の状況を村長はどのように感じますか。	村長

令和4年3月1日

豊丘村議会議長 殿

豊丘村議会議員

吉川明博

一 般 質 問 通 告 書

次の通り通告します。

No.2

質問事項	質問の要旨	質問相手
住民監査請求 について	令和4年1月6日に職員措置請求書が提出されました、案件は「平成29年度採用の豊丘村嘱託職員のうち、本来規定の無い経験年数加算をした、不当な報酬額の決定・支出があったため。」監査を元税務会計課長が請求したことというものです。 豊丘村役場に勤務する一人の嘱託職員（現会計年度任用職員）の不公平・不平等な報酬月額決定を前総務課長が行い、報酬月額決定責任者である副村長は規定にない経験年数加算を見過ごし、再三の元税務会計課長の是正要求を無視し続け、本年令和3年度も是正されてない。 それによる損害額は101,595円、報酬額の損害賠償については、当該職員への報酬額決定経過は、当事者が故人のため確認はできなかった。 村政の最終責任者は村長であり、村の決裁権者が損害賠償の責任を取ることが一般的な判断であり、元総務課長の指導監督責任者である村長が責任を取ることが、村民の求めるところではないだろうか。 村の損害賠償の債権の放棄でなく、損害賠償請求の補正予算の策定ではないでしょうか。	村長



令和 4 年 3 月 / 日

豊丘村議会議長 片桐 忠彦 様

豊丘村議会議員

松下 亨

一 般 質 問 通 告 書

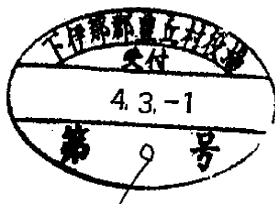
次の通り通告します。

No. /

質問事項	質問の要旨	質問相手
会計年度職員の給与に関する住民監査請求について	元村職員から、本年1月6日付で会計年度任用職員の報酬格付けで不公平な運用がなされているということで住民監査請求が出されました。これについて、調査していた監査委員から2月22日に村に対して勧告書が出され、公表されました。この中では、「すべての責任は当時の総務課長一人にあると判断し、村への損害分として元総務課長に101,595円の賠償責任がある」としています。 私は、この判断には正直、違和感を感じました。理由は、今は亡き当時の総務課長には当然、事情聴取もできない上、いち課長に給与決定の職務権限があるのか疑問があるからです。 そこで、以上のことも含め次の事項について代表監査委員、村長・副村長に質問します。 1 監査請求から勧告書提出まで一連の経過から ① 請求内容の要旨と、誰にたいして事情聴取等の調査を実施されたか。(法律専門家及び識者を含め) ② 平成29年度に再雇用するとき、副村長は面接から採用決定に関り、嘱託職員雇用契約同いの決裁という行政行為を行っていると考えます。にも拘わらず監査報告では「村長・副村長は報酬決定について一切関わった事実ない。」としている。その理由は何でしょうか。 ③ 勧告で「決裁権者である村長・副村長には賠償責任はなく、すべての責任は、死亡した前総務課長1人にあるとした法的根拠は何でしょうか。	代表監査委員

	特に、死亡している前総務課長について賠償責任を負わせることは、陳述機会がないことも考慮し慎重に判断を求められると考えますが。 ④ 素朴な質問ですが、損害賠償の対象期間が令和3年の1年分になっています。この期間について元総務課長は死亡しており給与決定に全く関与していません。何故、元総務課長にこの期間分の賠償責任があるのでしょうか。	
	2 職務権限と損害賠償責任等について ① 豊丘村事務処理規則では、給与は副村長の専決事項になっており、平成29年度の再雇用時には雇用同いの決裁を行っていると考えます。この事実関係がある中で、副村長として法的な責任がないと考えますか。	副村長
	② 請求者によると、副村長は「報酬額の是正措置は令和2年の会計年度任用職員制度に移行するときに行う」と、請求者と約束したとなっています。しかし、実行されませんでした。監査報告では、「労使間契約が締結されていることと、切り替え前の報酬額維持を条件にするため」としています。しかし、雇用契約は1年単位であることと、規則にない前歴換算した不当な報酬額を正規の額に改める絶好の機会でもあったと考えます。何故、この時に是正しなかったのですか。	副村長
	③ 村長は新聞報道によると、「民間出身のため事務は前総務課長に任せていた」とあるが間違いはないか。信頼して任せていたとすれば、何か問題がでて「責任は俺がとる」となるのではないですか。 また、村長は日頃、職員には「人事異動で職場が変わっても自分は初めてなのでわからない、とは言うな」と訓示していたという。本当なのか。本当なら、職員には厳しく、自分には甘いのではないですか。	村長
	④ 監査請求に関る一切の責任について、村長・副村長はどのように処するつもりですか。	村長、副村長
	⑤ 今回の件で職員間においても不信感や気まずい思いも交錯していると考える。会計年度職員に対して改めて説明と謝罪をする考えはないですか。	村長又は副村長

	(どういった結果がでるまで行うか) ② 活水器を設置してない地区の対応 • 残る6水源への設置は、最善の方法でできるだけ早い時期に行う必要がある。どのように考えているか。 • 村民は、「研究して終わり、エミールも設置しない」では納得しないと考える。設置時期は明言できなければ近い将来に必ず設置し、全村に等しく恩恵をもたらすことを表明されたい。	
--	---	--



令和 4 年 3 月 1 日

豊丘村議会議長
片桐 忠彦 様

豊丘村議会議員

前沢光昭

一 般 質 問 通 告 書

次の通り通告します。

No.1

質問事項	質問の要旨	質問相手
1、ヤングケアラーの実態と支援について	家庭で両親や祖父母、きょうだいの世話や介護などを大人が本来行うものを、成長期にある子どもや18才以下の若者が担っている状況をヤングケアラーという。関係者の指摘もあり、厚生労働省と文部科学省はこの事を問題視して、昨年2021年全国に実態調査を行った。「ヤングケアラー」という用語事態最近のもので、法的定義もまだないが、この問題の本質は成長期にある子どもが本人の自覚もなくその状況に置かれていることであり、生活や教育に支障をきたすことになる。国が全国の高校と中学に抽出で実態調査を行い、全国の公立中学1000校の2年生への「世話をしている家族がいる」では5・7%が4時間以上ケアしていることがわかった。 ①国が行った実態調査は全国から抽出されて行われている、豊丘村では行われたのか。調査依頼がないとしても独自の「全数調査」が必要ではないかと思うがどうか。こうしたヤングケアラーがいることの実態についてどう思うか。 ②栗山町では家族の介護を担う方の支援をするためにケアラー支援として町の条例で明文化した、豊丘村でも必要と思うがどうか。	教育長 村長
2、人工透析患者の実態について	人工透析の患者について、自分で通院される方もいるかも知れないが、透析可能な設備のある病院に通院するとなると負担も大きい。豊丘村の場合厚生病院が近くにあるのでそう言う方もおられると思うが、飯田方面も	健康福祉課長

多いと思う。交通費については福祉タクシーとの併用でも片道 1400 円、往復で 2800 円。透析は通常 3 回なので週 8400 円、年額では 10 万円以上の負担となる。

①豊丘村では人工透析のための通院補助制度があり、年額 3 万円が年度当初に支給されるが、この額では実態からみれば充分とは言えない。

この制度の普及自体が県下でも普及がまだまだではあるが、治療自体が大変な人工透析だが交通費補助の増額をすべきではないか。

質問事項	質問の要旨	質問相手
リニア中央新幹線について	4) 国基準にある、生徒会費・PTA会費・卒業アルバム代等・オンライン学習通信費の支給も追加すべきと考えますが、なぜ支給対象にしないのでしょうか。勿論、村の負担は1/2あるのですが。	教育委員会事務局長または教育長
	5) また、国基準にはありませんが、なかなか高額品で、買い替えも大変な、眼鏡を現物支給すべきではないでしょうか。勿論、全額村負担になります。	教育長または村長
	原発事故とコロナ・パンデミックスからと地球温暖化問題で、見直す必要があると考えます。 ①リニアに必要なエネルギーを考えると、走行時の電力は、JRによると新幹線の3～5倍必要だとされています。従って、リニアは原発の稼働や新增設が前提のもので、2011年の東日本大震災の直後、国の認可が下りたという、考えられない認可です。 ②コロナ・パンデミックスからの教訓は、JR東海の膨大な赤字です。ほぼ10年毎に発生している感染症は、世界的な大量の人口異動で、これからは、パンデミックが頻繁に発生するでしょう。 ③地球温暖化で、これからはゼロカーボンが求められ、省エネが求められる中、リニアは逆のものです。それは、リニアの構造と技術的な問題があります。リニアの車体には、超電導磁石が求められ、超電導磁石は絶対零度に保つ必要があります。それには、液体ヘリウムが必要です。リニアは走行後、ヘリウムの補給が必要になります。ヘリウムは5カ国しか採取されていません。そのため、高価で、埋蔵量も心配されます。また、液体ヘリウムを作るには多くの電力が必要です。さらに、リニアには、工事に伴う膨大なエネルギーの消費と山岳トンネルで取り返しのつかない自然破壊があります。 私たちは、今からでも中止を求めるべきではないでしょうか。	村長



令和4年3月2日

豊丘村議会議員 片桐忠彦様

豊丘村議会議員

壬生 真由美

一般質問書 通告書

次の通り通告します。

質問事項	質問の要旨	質問相手
① いのちをはぐくみ 環境と共生する農業に ついて	1) マルシェから考える村の地産地消 ロシアのウクライナ侵攻の影響で、国際商品相場が上昇し、輸入による食料供給と燃油・資材・肥料・資料を海外に依存する農業経営への不安は現実のものとなり、食料の安全保障が検討されている。豊丘村道の駅マルシェでは、地場産農産物のコーナーが観光客にも、村民にも人気がある。コロナ禍の移動制限による観光客の減少に対して、チョウザメや農産物加工品の開発などで集客・販促に取り組んでいると聞く。 地場産野菜の生産者数や出荷量、売れ行きについて、オープンからの今までの推移や今後の見通しについて伺う。	産業建設課長
	2) 農福連携から多様な担い手の参加を促す ふるさと納税の返礼品の地元農産物の数量が限界に達しているという。外部への販売も必要だが、マルシェは文字通り村民の毎日の食生活を支える市場でもある。多様な生産者の参加が望まれる。一方、高齢者の介護予防サロンや地区の行事の中止や外出自粛で、心と体の健康の維持が難しい状況が続いている。農作業は、露地やハウスでも、三密になることはない。マスクも不要。小規模な無人販売所に出している所もある。 こうした生鮮野菜や果物、少量多品目の自家用野菜を集荷・出荷するようなくみはいかがか。 また、NPO法人だいちが解散し、営農センターへ組織が変わり、農業による交流事業の場として使用していた農地は、現在、どのような使い方をされているのか。	産業建設課長
	3) 給食の地場産野菜の供給システムについて 現在、給食センターへの地場産野菜の供給は、(個人の農家も、パルムもすべて納入者が給食センターへ当日の朝に納品するという。現場での課題や改良すべき点はないか。 学校給食は教育委員会の管轄ではあるが、村内農業の振興	産業建設課長

質問事項	質問要旨	質問相手
	という観点から、農政係や営農センターが給食センターの栄養士や生産者、流通業者と調整し、地場産野菜の供給システムの構築が必要ではないか。 4) 安全な食材を提供はこどもたちを思う保護者の願い 12月議会で、唐沢健議員の質問に、今年の学校給食用のコメにはネオニコチノイド系農薬は使用していないという。ネオニコチノイド系農薬（以下ネオニコ）は水稻に限らず、果樹・野菜、そして松くい虫防除にも使用されている。体内に蓄積されたネオニコチノイドの毒性は、蓄積され排泄されにくい。 食品から接種された毒を排泄するには、ネオニコに汚染されていない食品（有機農産物）を摂取することが有効という。こうした研究成果や安全な食品の選択や栽培について消費者や生産者が学ぶ機会が必要と考えるがいかがか。 5) 有機農業の取り組み・支援について 各地の自治体で、環境保全と食の安全の視点から、有機農業への移行、推進、有機学校給食への動きが見られる。 豊丘村では有機への理解を広げるために、令和3年度はどのような取り組みをされたか。次年度の取り組みの計画があれば伺いたい。	教育長 産業建設課長
② 豊丘村公文書公開条例について	豊丘村公文書公開条例は、平成11年3月に制定された。 第1条によると、『村民の村政に対する理解と信頼を深め、村民の村政への参加を増進し、いっそう構成で開かれた村政の推進に寄与することを目的とする』となっている。 条例制定から20余年、請求件数や公開状況について伺う。 第5条では請求者の要件が規定されている。 『(1) 村内に住所を有する者 (2) 村内に事業所または事務所を有する個人、法人その他団体。または勤務する者。ただし、村内の事業所に勤務する村外の者は除く。(3) その他行政に利害関係を有する者。』とある。 公文書公開は、『村民』に限らず、行政の意思決定を広く明らかにすることで、行政と住民の相互理解の輪がさらに広がる。あるいは、村の在り方をアピールできる機会ともなる。特に村外や県外からの移住を促進する施策の中で、検討が必要と考えるがいかがか。	総務課長 村長